自分で、家族で、個人情報を守る！

本人通知制度

に登録しましょう。

本人通知制度とは？

この制度は、事前に登録した方の戸籍謄本や住民票の写しなどを本人等の代理人や第三者（住民票の写し等を請求する『正当な理由』がある方）に交付した場合、交付した事実を登録者本人にお知らせする制度です。（証明書の交付を制限するものではありません。）

交付した事実をお知らせすることによって、不正請求や不正取得の早期発見につながり、不正防止のアピールになります。

この制度の利用は希望者に限るため、事前登録が必要です。

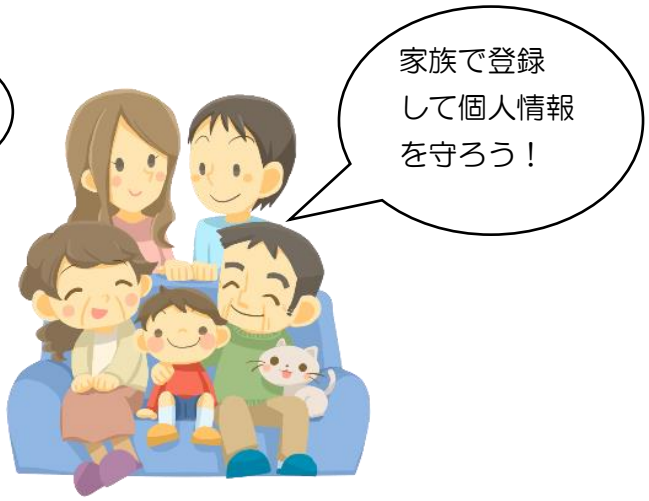

登録するには？

＊登録は無料です。

〇登録できる方

日田市に住民登録をしている方、又はしていた方

日田市に本籍がある方、又はあった方

〇登録方法

登録できる場所：日田市役所市民課窓口、各振興局、振興センター

必要なもの：本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）

＊登録申込者と同一世帯又は同一戸籍の方であれば委任状なしで代理申請ができます。（それ以外の代理人が申し込む場合は委任状が必要になります。）

日田市役所市民課　電話　0973－23－3111（代表）
0973－22－8252（直通）

本人通知制度を実施する目的は？

平成２３年に東京の総合法律事務所の実質経営者たちが全国の調査業者からの依頼を受け、所属する司法書士の職務上請求用紙を偽造する等して、全国の市町村から戸籍謄本などを大量に不正取得する事件が発生しました。そして不正に取得された個人情報の多くが結婚相手の身元調査などに利用されていたとされています。

このような不正取得から個人情報を守るためにこの制度を実施しています。

大分県内でも
本人通知制度により
不正が発覚しました！

平成２９年１２月、佐伯市で、委任状を偽造し他人の住民票の写しや戸籍謄本などを不正に取得したとして、長崎市の探偵業者が逮捕されました。事件が発覚したきっかけは、不正取得された方が本人通知制度に登録していたために通知が届いたことからでした。

通知の内容は？

《通知の内容》

- 交付年月日
- 証明書の種別と通数
- 請求者の種別

＊請求者の氏名や住所等の個人情報は記載されません。

《個人情報開示請求》

通知のあった交付請求について、個人情報の保護に関する法律に基づき、交付請求書の開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても法律の規定に基づき、個人の住所、氏名等公開できない場合がありますので、あらかじめご了承下さい。

《開示請求の方法》

開示請求できる場所：日田市役所３日以内窓口（市役所１階）

必要なもの：印鑑、本人確認書類

＊（運転免許証、マイナンバーカード等顔写真付きの本人が確認できるもの）